

スーパー積金

一関信用金庫
平成24年12月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 自由金利型定期積金 スーパー積金
2. 販売対象	・ 法人または個人の方
3. 契約期間	・ 6ヶ月以上5年以下
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 1,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 支払方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7. 税金	・ 給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (なお、マル優は利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、約定利率に50%を乗じた利率 (小数点第4位以下は切り捨て) と解約日における普通預金利率のうちいずれか低い利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジサイン・当金庫HP金利のご案内をご覧ください、または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課 (9時～17時、電話:0191-23-6111) にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)